広島県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県教育委員会
教育長　下　﨑　邦　明

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条（見出しを含む。）及び第四十三条中「指導第二課長」を「高校教育指導課長」に改める。

別表第二中「広島県立白木高等学校　白高」を「広島県立賀茂北高等学校　賀北高」

「広島県立大和高等学校　大和高」を「広島県立廿日市西高等学校　廿西高」

「広島県立廿日市西高等学校　廿西高」に改める。

様式第一号中

| 「 | | |